号」を「第十一号」に改め、同項第五号を削り、同項第六号中「第十四号」を「第十二号」に改め、同号を同項第五号とし、同項第七号中「第十五号」を「第十三号」に改め、同号を同項第六号とし、同項第八号中「第十六号」を「第十四号」に改め、同号を同項第七号とし、同項第九号中「第六十八条の二十七第二項」を「第六十八条の二十七第三項」に、「、第六十八条の三十三、第六十八条の三十五又は第六十八条の三十六」を「又は第六十八条の三十三から第六十八条の三十六まで」に改め、同号を同項第八号とし、同項第十号中「附則第九十条第八項、第十二項又は第十四項」を「附則第九十条第十四項」に改め、「第六十八条の二十七第二項又は」を削り、同号を同項第九号とし、同項第十一号を同項第十号とし、同項第十二号を同項第十一号とし、同項第十三号を削り、同項第十四号を同項第十二号とし、同項第十五号を同項第十三号とし、同項第十六号を同項第十四号とし、同条第四項中「第八号」を「第七号」に、「前項第九号から第十六号まで」を「前項第八号から第十四号まで」に改め、同条に次の一項を加える。

5　法第五十二条の二第一項又は第四項の場合において、同条第二項に規定する特別償却対象資産につき当該事業年度以前の各事業年度において圧縮記帳規定（法人税法第四十二条第一項若しくは第五項、第四十四条第一項若しくは第四項、第四十五条第一項若しくは第五項、第四十六条第一項又は第四十七条第一項若しくは第五項の規定をいう。以下この項及び次条において同じ。）の適用を受けたとき（当該事業年度前の各連結事業年度において連結圧縮記帳規定（第三十九条の六十九第五項に規定する圧縮記帳規定をいう。以下この項及び次条第三項において同じ。）の適用を受けたときを含む。）は、当該事業年度の当該特別償却対象資産に係る特別償却不足額（当該特別償却不足額の基因となる法第五十二条の二第二項に規定する特別償却限度額に係る不足額が生じた事業年度（その事業年度が連結事業年度に該当する場合には、当該特別償却限度額に係る不足額が生じた連結事業年度）が当該圧縮記帳規定の適用を受けた事業年度（当該連結圧縮記帳規定の適用を受けた連結事業年度を含む。以下この項において「圧縮適用事業年度等」という。）前の事業年度（圧縮適用事業年度等前の連結事業年度を含む。）である場合における当該特別償却不足額に限る。）又は合併等特別償却不足額は、当該特別償却不足額又は合併等特別償却不足額から、当該特別償却不足額又は合併等特別償却不足額に係る同条第二項又は第五項の特別償却限度額に第一号に掲げる金額のうちに第二号に掲げる金額の占める割合を乗じて計算した金額を控除した金額とする。

一　当該特別償却対象資産に係る法人税法施行令第七十九条の二第一号、第八十二条第一号、第八十二条の三第一号、第八十三条の四第一号又は第八十五条第一項第三号に掲げる金額

二　当該特別償却対象資産につき法人税法施行令第五十四条第三項の規定により同条第一項各号に定める金額から控除した金額

3　法第五十二条の三第二項、第三項又は第十二項の場合において、特別償却対象資産（法第五十二条の二第二項に規定する特別償却対象資産をいう。以下この項及び次項において同じ。）につき当該事業年度以前の各事業年度において圧縮記帳規定の適用を受けたとき（当該事業年度前の各連結事業年度において連結圧縮記帳規定の適用を受けたときを含む。）は、当該事業年度の当該特別償却対象資産に係る特別償却準備金積立不足額（法第五十二条の三第二項又は第十二項に規定する満たない金額が生じた事業年度（その事業年度が連結事業年度に該当する場合には、当該満たない金額が生じた連結事業年度）が当該圧縮記帳規定の適用を受けた事業年度（当該連結圧縮記帳規定の適用を受けた連結事業年度を含む。以下この項において「圧縮適用事業年度等」という。）前の事業年度（圧縮適用事業年度等前の連結事業年度を含む。）である場合における当該満たない金額をいう。）又は合併等特別償却準備金積立不足額（同条第三項に規定する合併等特別償却準備金積立不足額をいう。）は、当該特別償却準備金積立不足額又は合併等特別償却準備金積立不足額に係る同条第二項、第三項又は第十二項の特別償却限度額に第一号に掲げる金額のうちに第二号に掲げる金額の占める割合を乗じて計算した金額を控除した金額とする。

一　当該特別償却対象資産に係る法人税法施行令第七十九条の二第一号、第八十二条第一号、第八十三条の四第一号又は第八十五条第一項第三号に掲げる金額

二　当該特別償却対象資産につき法人税法施行令第五十四条第三項の規定により同条第一項各号に定める金額から控除した金額

4　法第五十二条の三第一項から第三項までの特別償却準備金（連結事業年度において積み立てた法第六十八条の四十一第一項から第三項までの特別償却準備金を含む。）を積み立てている法人が当該特別償却準備金に係る特別償却対象資産について当該事業年度において圧縮記帳規定の適用を受ける場合における当該特別償却対象資産に係る圧縮記帳規定に規定する圧縮限度額の計算については、法人税法施行令第七十九条の二、第八十二条、第八十二条の三、第八十三条の四又は第八十五条第一項第四号に規定する帳簿価額には、これらの規定に規定する日における当該特別償却対象資産に係る法第五十二条の三第五項に規定する特別償却準備金の金額に相当する金額を含まないものとする。

第三十二条第一項第一号中「附則第七十九条第八項、第十二項又は第十四項」を「附則第七十九条第十四項」に改め、「第四十五条（第二項に係る部分に限る。）又は」を削り、同項第四号を削り、同項第五号を同項第四号とし、同項第六号から第八号までを一号ずつ繰り上げ、同条第二項中「第七号」を「第六号」に改める。

第三十二条の二第二項第一号中「同じ。）に」を「「資源開発事業法人」という。）に」に改め、同条第九項中「割合」を「払戻等割合」に改め、同条第十八項中「同じ」を「「資源開発事業法人」という」に改める。

第三十二条の三第二項第三号中「割合」を「払戻等割合」に改める。

第三十四条第一項中「鉱物及び」を「鉱物（国外にある石炭、亜炭及びアスファルトを除く。）及び」に改める。

第三十六条第一項中「地区」を「区域」に改め、同条第二項中「場合の」を「事業の」に改め、「当該各号に規定する地区以外の地域において行われる」を削り、同項第一号中「地区」を「区域内」に改め、「おいて」の下に「行われる」を加え、「が行われる場合」を削り、「沖縄振興特別措置法施行令第十一条第二項第三号イ」を「当該区域以外の地域において行われる沖縄振興特別措置法施行令第十一条第二項第四号イ」に改め、同項第二号中「地区において同号」を「区域内において行われる同号」に改め、「が行われる場合」及び「地区において行われる」を削り、「第二十一条第二項第五号イ」を「第二十一条第二項第六号イ」に改め、「それぞれ」の下に「当該区域以外の地域において行われる」を加え、同条第三項中「地区内で行う」を「区域内において行われる」に改め、「事業（この下に「前項各号に掲げる事業の区分に応じ当該各号に定める事業を含む。」を加え、「特定事業」を「特定事業等」に改め、同条第四項中「特定事業」を「特定事業等」に改め、同条第五項中「この項及び第八項」を「この条」に、「内に」を「の区域内に」に、「特定経済金融活性化産業に属する事業」を「特定経済金融活性化事業」に、「当該事業」を「当該特定経済金融活性化事業」に改め、同条第八項中「内に」を「の区域内に」に改め、同条第九項を次のように改める。

9　法第六十条第一項の表の各号の中欄に掲げる区域又は経済金融活性化特別地区の区域に変更があつた場合における当該変更により新たにこれらの区域に該当することとなつた区域に係る同項又は同条第二項の規定の適用については、同条第一項に規定する提出の日又は同条第二項に規定する指定の日は、次の各号に掲げる区域の区分に応じ当該各号に定める日とする。

一　沖縄振興特別措置法第二十八条第七項の変更により新たに法第六十条第一項の表の第一号の中欄に掲げる区域に該当することとなつた区域　当該変更に係る沖縄振興特別措置法第二十八条第七項において準用する同条第四項の規定による提出の日